

（社会保険の加入対象者の拡大イメージ）



⇒原則の社会保険の加入基準

会社等の規模にかかわらず、正社員と、1週間の所定労働時間と1カ月の所定労働日数がその会社の正社員の4分の3以上のパートであること。

※正社員の労働時間が1日8時間・1週40時間の会社の場合は、週30時間以上がパートの加入基準となります。

⇒パートの社会保険の加入基準

2017年4月から

原則の加入基準に基づく加入者数が500人以下の会社等の場合、労働者の2分の1以上の同意を得て会社が申し出れば、右記①～④に該当するパートは社会保険の加入対象となります。

※国と地方公共団体は、規模にかかわらず対象です。

2016年10月から

原則の加入基準に基づく加入者数が501人以上の会社等のパートは、下記①～④に該当すると社会保険の加入対象となりました。

※①と②は、雇用契約書や就業規則によって判断されます。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 賃金の月額が88,000円以上
加入基準の88,000円には通勤手当や残業手当、賞与は含まれませんが、社会保険に加入したあとは、保険料の対象になります。
- ③ 雇用期間が1年以上見込まれる
- ④ 学生ではない

社会保険の扶養基準

妻が夫の社会保険の扶養に入れるかどうかは、次のように判断されます(妻と夫は逆のケースもあります)。

夫の条件 まず、夫が勤め先で健康保険と厚生年金に加入していること。

妻の条件 次に、妻自身が勤め先で社会保険に加入していないこと。そして、妻の年収見込額(通勤手当や時間外手当等を含む)が130万円未満で、かつ、夫の年収の半額未満であること。

※妻が60歳以上の場合の年収見込額は180万円未満であること。



聞く人

真弓(42歳)

300人規模の会社でパート勤務(社会保険は夫の扶養に入っている)

答える人

先生

社会保険労務士

パートの社会保険加入がさらに進む?

今回は、順次広がっているパートの社会保険加入についてご紹介します。

真弓 所得税の配偶者控除の基準を変更する検討が進んでいるそうですが、社会保険の扶養基準も変わるのでしょうか？

先生 夫の健康保険と年金の扶養に入る年収の基準は130万円未満のまま変わりませんが、パートの社会保険の加入対象が2017年4月から拡大されました。

真弓 え？ 私も4月から社会保険に加入するのでしょうか？

先生 いいえ、2016年10月から始まったパートの社会保険加入は、一定規模以上の会社のみが対象でしたが、2017年4月から、希望する中小企業にも加入の道が開かれました。

真弓 加入の道が開かれたとは、ど

ういうことですか？

先生 労働者の2分の1以上の同意を得て会社が申し出れば、その会社のパートの方も社会保険の加入対象になります。

真弓 そうすると、収入が130万円未満でも社会保険に加入するのでしょうか？

先生 年収130万円未満でも加入基準を満たすと社会保険に加入するので、扶養から抜けることになりま

真弓 今後もパートの社会保険加入は進むのでしょうか？

先生 働く方が厚生年金に加入し、老後の保障を厚くしていけるよう、制度改正はこれからも行われる予定です。



横山玲子 (よこやま れいこ) 社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor